

関西学院大学啓明寮寮則

第1章 総則

第1条 本寮は関西学院大学啓明寮と称し、関西学院大学学生生活動支援機構レジデンスセンターが所管する。

第2条 本寮は関西学院大学に籍を置き、所定の手続きを経て入寮を許可された者により構成される。

第3条 本寮は本学院の福音的キリスト教精神に則り、人格の陶冶と優れた共同生活の実践に努めることを目的とする。

2 本寮則は前項の目的を達成さすものでなければならない。

第4条 寮生は寮則及び寮会の決議事項を厳守しなければならない。

第5条 本寮務の運営は寮委員会が寮則に定められた自治権の範囲でこれを行う。但し、寮委員は必要に応じて寮会の同意及び寮監の指導と助言を受けなければならない。

第6条 寮生は寮務の運営に参加する権利と義務を有する。

第2章 組織

第7条 本寮は寮務の自治運営を速やかになすため、次の機関及び役員を置く。

1 寮会、役員会

2 本寮には次の局を置く。

総務局、会計局、書記局、厚生局、行事局、文化局、寮食堂局、寮風呂局

3 寮長、副寮長、各局の局長及び学年長（各学年1名）を役員と言う。

2 役員の任期は1月1日より、12月31日までとする。

第1節 寮会

第8条 寮会は啓明寮生によって構成し、本寮における最高議決機関であり、寮生は発言を保証されるものとする。但し、寮則の改正に関しては第81条に定める。

第9条 寮会は毎月一回（2月・3月・8月除く）、第2火曜日に開くことにする。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第10条 寮長は次の場合、寮会を開かねばならない。

1 全寮生の3分の1以上の要求があるとき

2 寮長が必要と認めたとき

3 役員が必要と認めたとき

第11条 寮会成立には全寮生の4分の3以上の出席を必要とする。

第12条 特別の理由により、寮会に出席できない者は寮長の了解を得なければならない。無断欠席はこれを認めない。

第13条 寮会議長は、第一回寮会において出席する寮生によって選出され、議事の運営にあたる。尚、選出方法は第52条ないし第53条に、任期は第27条第2項に準ずる。

第14条 寮会議長の罷免は、寮会において全寮生の3分の2以上の賛成を以て成立する。その場合、当該の寮会もしくは次回寮会において新たに議長を選出し、以後の議事運営を委ねる。

第15条 次の場合は寮長が寮会議長を代行する。

1 議長を決するとき

2 議長が一寮生として発言するとき

3 議長に対する罷免案を取り扱うとき

第16条 議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 寮会における決議事項の議事録は常に保存し、必要の場合はこれを開示しなければならない。

第2節 役員・役員会

第18条 寮長は全寮生を代表するものであり、寮内の自治を総監し、その協和を図る。

第19条 副寮長は寮長を補佐し、寮長に事故のあるときはこれに代わる。

第20条 寮長は役員会を代表して次の権限及び義務を有する。

- 1 寮会の召集
- 2 役員会の召集
- 3 入退寮の事務を総括
- 4 役員を統括する
- 5 寮の安全、秩序の保全
- 6 役員の任免

第21条 各局長は各々の局を代表し、局を統括する。

第22条 各学年長は、各学年の親睦を図ると共に、役員会との連絡の任にあたる。

第23条 役員会は、上記に定めた役員により構成され寮務を審議し執行する。

第24条 役員会は、寮会の前に実施する。

第25条 本寮は寮内自治運営のため、次の局に寮委員を置くことができる。

総務局・会計局・書記局・厚生局・行事局・文化局・寮食堂局・寮風呂局

第26条 本寮は、寮内自治運営のため準寮委員を置くことができる。

第27条 寮委員の権限及び義務を次のとおりとする

- 1 寮運営に関する義務の執行
- 2 寮内諸問題の討議

第28条 寮長の罷免は寮会において、寮委員を除く全寮生の3分の2以上の賛成をもって成立する。尚、寮長が罷免されたときは、寮会において直ちに寮長選挙を告示し、第61条ないし第68条に基づいて14日以内に選出しなければならない。

第3節 局

第29条 本寮は寮内に次の局を置く。局は寮自治運営組織であつて、寮自治運営を速やかに遂行することを目的とする。また、その実現のため寮委員を置くことができる。

総務局・会計局・書記局・厚生局・行事局・文化局・寮食堂局・寮風呂局

- 2 寮委員の任期は1月1日より、12月31日までとする。

第30条 各局は局の業務遂行のため寮委員を置くことができる。

第31条 総務局は一般業務を司る。

第32条 会計局は本寮の会計を司り、会計局長は自治費の徴収その他出納に関する事務を統括する。

第33条 書記局は、寮会及び寮委員会の記録にあたり、この議事録及びその他の文書及び電磁記録を保管する。また寮新聞を適宜編集発行する。

第34条 厚生局は、寮生の保健衛生管理、防火管理を司る。

第35条 行事局は、寮内外の体育活動を企画運営し、寮内におけるスポーツサークルを統轄する。また、運動用具の管理にあたる。

第36条 文化局は、寮生の文化的教養向上のための企画をし、これを執り行い、卒寮誌等の発行編集にあたる。

第37条 寮食堂局は、寮食堂に関する一般業務及び食費の徴収にあたる。

第38条 寮風呂局は、寮のシャワー室に関する業務にあたる。

第3章 会計

第39条 寮費、インターネット代は前月末までに大学に納入しなければならない。諸経費・エアコン代は翌月末までに大学に納入しなければならない。

第40条 会計収入は、自治会費及び臨時収入をもってこれにあてる。

第41条 自治会費額に関しては、各期寮長がその額に対して、寮会の承認を得ることを要する。

第42条 寮費を3カ月以上滞納した場合は、退寮を命じられることがある。

第43条 寮会計はその任期を終えた時、会計局長は寮長及び副寮長の監査を受けた後、次期第一回寮会において会計局長は寮会計内容を、寮長、副寮長は監査内容について報告しなければならない、寮生から質疑あるときは会計局長もしくは寮長又は副寮長がこれに答えなければいけない。尚、全ての質疑応答の終了を以ってその会計報告は承認されたものとみなす。

第4章 選挙

第44条 寮生は全ての選挙権を有する。

第45条 選挙は当期寮長の満期前に告示し、これを行わなければならない。

第46条 寮長は寮会において選出され、寮委員は寮長によって任命される。

第47条 寮長の被選挙権は全寮生から有する。

第48条 寮長は立候補者の中から選出される。

第49条 選挙は無記名投票とする。

第50条 やむをえない理由にて当該する寮会を欠席するものは、不在者投票を行うことが出来る。但し、不在者投票はその一週間前から寮会開始時まで、寮会議長に対して欠席届と共に提出しなければならない。

第51条 決定に関しては全寮生の過半数を以って決する。

第52条 投票の結果、第一位の得票が過半数に達しない時は、上位二者の決選投票を行い、寮会出席者の過半数を以って決する。

第53条 対立候補のいない場合は、立候補者は自己の責任を寮会において問わなければならない。

2 信任成立は全寮生の3分の2以上をもってする。

第5章 入寮・退寮

第54条 入寮とは、関西学院大学に籍を置き、かつ寮生たることを志望する者が所定の手続きを経て、許可されることをいう。

2 本寮は入寮から4年間の在寮を原則とする。

3 入寮は原則新生とする。但し、交換学生はその限りでない。又、欠員がある時は途中入寮を認めることができる。

第55条 本寮に4年間在寮した者は、理由如何に拘わらず退寮せねばならない。又、途中入寮の場合は、修業年限の4年次末までとする。

第56条 寮生としての義務を著しく怠る者及び寮生として在寮するにふさわしくない行為を行った者がある場合は、寮会での審議を経て、寮監とレジデンスセンター長が合議の上、これを退寮させることができる。

第57条 やむを得ない理由から退寮を求む時、寮会での審議を経て、寮監とレジデンスセンター長が合議の上、これを退寮させることができる。

第58条 休学・退学・除籍の場合は、すみやかに退寮せねばならない。

第6章 生活一般

第59条 寮生は常に寮並びに自室を清潔に保ち、その整備に努め、施設並びに器具の保存に責任を負わなければならない。

第60条 寮生が外泊するときは、定められた形式において外泊名簿に記入しなければならない。

第61条 外来者に関しては次の規則を定める。

1 外来者の訪問に際しては必ず寮生の取り次ぎを要す。

2 外来宿泊者は本寮生の知人であること。

3 外来宿泊者の保証人には寮生がなり、寮長の許可を得た上、所定の名簿に記入し、ロビーに掲示しなけれ

ばならない。

4 寮長又は各委員は、そのときの寮の状態により宿泊を拒否することができる。

5 外来者が女性の場合は、設備及び風紀を考慮して別にこれを定める。

第62条 寮生の間に日直をもうける。日直は書記局長が決定し、定められた任務を遂行せねばならない。

第63条 寮内において賭け事は一切禁ず。

第7章 行事

第64条 寮に係わる行事は、第3条の目的及び寮生の協力・調和の精神を養うことを目的として行われるものとする。

第65条 寮に係わる行事において、寮生は希望する場合、参加することができる。

第66条 寮に係わる行事に関しては、その都度形式及び内容を寮会において定める。

第67条 寮に係わる行事に関しては、その都度当該局長またはそれに代わる者が会計内容を寮会に報告せねばならない。

第8章 留学

第68条 原則1年以内の留学を認める。

第69条 留学期間中も寮費は収めるものとする。

第9章 改正

第70条 全寮生は本寮則の改正案を提出し、寮会において発議することができる。改正案は全寮生の3分の2以上によって採用する。但し、提出は文章によって寮委員会に対して行うこととし、それを経なければ発議することはできない。

第10章 附則

第71条 本寮を運営するために必要な規則を別に定めることができる。

第72条 寮会の決議事項は寮委員の任期中は改正できない。

以上